【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2024年2月14日

【四半期会計期間】 第62期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】株式会社コロワイド【英訳名】COLOWIDE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野尻 公平

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

 【電話番号】
 045-274-5970

 【事務連絡者氏名】
 経営企画部長 米村 昌晃

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】045-274-5970【事務連絡者氏名】経営企画部長 米村 昌晃【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 第 3 四半期 連結累計期間	第62期 第 3 四半期 連結累計期間	第61期
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2023年4月1日 至 2023年12月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上収益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	162,317 (57,661)	179,205 (61,190)	220,830
事業利益(は損失) (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	925 (1,606)	6,327 (3,085)	196
税引前四半期(当期)利益(は損失)	(百万円)	2,804	5,949	8,446
四半期(当期)利益(は損 失)	(百万円)	3,059	3,912	8,579
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は 損失)	(百万円)	2,328	2,962	6,801
(第3四半期連結会計期間)		(123)	(652)	
四半期(当期)包括利益	(百万円)	2,567	4,077	8,448
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益	(百万円)	1,928	3,067	6,678
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	47,495	44,929	42,745
総資産額	(百万円)	265,581	261,589	261,859
基本的 1 株当たり四半期 (当期)利益(は損失)	(円)	32.84	28.18	84.45
(第3四半期連結会計期間)		(1.42)	(7.52)	
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益(は損失)	(円)	32.84	28.18	84.45
親会社所有者帰属持分比率	(%)	17.9	17.2	16.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	24,116	21,261	28,783
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	6,592	10,848	8,788
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	17,785	18,079	18,755
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	47,426	42,678	50,066

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
 - 3.第61期及び第62期における希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(は損失)は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない為、基本的1株当たり四半期(当期)利益(は損失)と同額であります。
 - 4.事業利益 = 「売上収益 売上原価 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、 IFRSで定義されている指標ではありません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ2億70百万円減少し、2,615億89百万円となりました。これは主に有形固定資産が61億5百万円、営業債権及びその他の債権が17億84百万円、使用権資産が13億72百万円増加したものの、現金及び現金同等物が73億88百万円、繰延税金資産が14億87百万円、その他の金融資産7億48百万円減少したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ34億65百万円減少し、2,076億94百万円となりました。これは主に営業債務及びその他の債務が15億86百万円、その他の流動負債が11億13百万円増加したものの、社債及び借入金が43億16百万円、引当金が22億44百万円減少したことによるものです。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ31億95百万円増加し、538億96百万円となりました。これは主に利益剰余金が20億10百万円増加したことによるものです。

経営成績

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進み、外需の伸びやインバウンド客の大幅な増加等もあって、景気回復への動きが緩やかに見られました。しかしながら、円安傾向の継続や資源価格の高止まりによる物価上昇から消費者心理の冷え込みが危惧されており、先行きは不透明な状況が続いております。世界経済についても、米欧のインフレや中国経済の停滞、ウクライナ戦争や中東情勢等の地政学的リスクにより、景気減速に対する懸念が根強く残っております。

外食産業については、経済活動の正常化に伴う需要の回復に加えて、各社による価格改定の効果もあり、トップラインは緩やかに持ち直しつつあります。数年振りに行動制限がない忘年会シーズンを迎えた居酒屋業態では、減少していた法人宴会も回復が見られました。しかしながら、ディナーのピークタイム後から深夜帯にかけて利用客が減少する等、コロナ禍を経て生活様式の変化に伴う新たな消費環境への対応が求められております。また慢性的な人手不足や人件費の上昇、高騰が続く原材料価格にも悩まされており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは業績のV字回復を目指すと共に、中長期的な企業価値の向上を展望し、中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づいた事業推進に努めております。

新店投資については、業態・立地バランスの見直しとコロナ禍期間における直営店純減分の回復を主眼として積極的に出店活動に取組んだ結果、当第3四半期連結会計期間末におけるレストラン店舗比率は90%となりました。 国内では、牛角及びその派生業態、大戸屋ごはん処といったレストラン業態を郊外・ロードサイド中心に配置しております。海外では特にアジア各国の集客力が高いショッピングモールを主要立地として、牛角及びその派生業態を中心に増店を重ねており、期初計画に準じた出店ペースとなっております。

また中長期的にブランド力及び店舗業績を維持する為、経年劣化した店舗の改装も推進しております。例えばかっぱ寿司では、フルオーダー化を進めることで利便性を高めると共に、生産性の向上や商品廃棄率の低減を目指しております。牛角及びしゃぶしゃぶ温野菜では、時代の変化に合わせた明るい内外装と効率性の向上をテーマとしており、配膳ロボットやスマホオーダー、セルフレジ等の活用も強化しております。

営業施策については、年末にかけてグループ各社で高付加価値食材を活用したメニューを展開し、体験価値と客単価の向上に努めました。例えば大戸屋ごはん処では、毎年ご好評頂いている「生さんまの炭火焼き」や「大粒牡蠣フライ」等、季節の食材を活用したメニューにより来店動機を高め集客に繋げました。またフレッシュネスバーガーでは、「神戸牛バーガー」を販売致しました。加えて適切なQSCAの水準を保つ為、営業人員の確保及び教育に注力し、料理の提供時間の短縮等にも継続的に取組んでおります。

グループインフラ整備の一環として物流の「2024年問題」への対応も進めており、配送拠点の集約による効率化と配送頻度の最適化を計画通りに実施致しました。また多様な配送ニーズに対応する為にヤマト運輸と提携・開始した新たな物流スキームについては、給食事業において運用拠点数を着実に増やしております。

サステナビリティへの取組みにも引続き注力しており、一例を挙げると地球環境への貢献の為、当社グループが保有する全10工場において「食品リサイクル率100%」を達成致しました。この活動の中では、これまで焼却処理されてきた食品残渣を全量メタン発酵処理し、バイオガス発電に活用することによりCO2排出量の削減や再生可能エネルギー創出への取組みも行っております。

四半期報告書

また持続的な食材調達の為、㈱コロワイドMDの工場が保有する大豆ミート製造ラインの稼働率の向上に努めており、かっぱ寿司やステーキ宮、しゃぶしゃぶ温野菜、フレッシュネスバーガーで商品化をしております。更に、にぎりの徳兵衛では、アセロラの搾りかす粉末を配合した餌で育てた「アセロラ真鯛」(商標登録第6574413号)による寿司を販売する等、サステナブルかつ付加価値の高い食材を活用したメニュー開発を行っております。

店舗の出退店については、直営レストラン業態を77店舗及び直営居酒屋業態を12店舗、合計89店舗を出店する一方、直営レストラン業態を33店舗、直営居酒屋業態を17店舗、合計50店舗を閉店しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は直営1,402店舗、FCを含めた総店舗数は2,615店舗となりました。

以上の取組みを進めて参りました結果、当第3四半期連結累計期間の連結業績については、売上収益が1,792億5百万円、事業利益が63億27百万円、IFRS営業利益が71億18百万円、四半期利益が39億12百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益が29億62百万円となりました。

(注)事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

セグメントの業績は、次の通りであります。

a. (株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は639億50百万円(前年同四半期576億28百万円)、 事業利益は16億17百万円(前年同四半期17億52百万円)、営業利益は14億13百万円(前年同四半期15億46百万円) となりました。

b. (株)アトム

(株アトムは、「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」・「寧々家」等のレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の運営を行っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は275億32百万円(前年同四半期258億63百万円)、 事業利益は52百万円(前年同四半期事業損失2億76百万円)、営業損失は2億22百万円(前年同四半期4億2百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては3店舗(直営3店舗)を新規出店し、16店舗(直営16店舗)の閉鎖を行い、当第3 四半期連結会計期間末の店舗数は342店舗(直営332店舗、FC10店舗)となっております。

c. (株)レインズインターナショナル

(㈱レインズインターナショナルは、「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は739億14百万円(前年同四半期640億51百万円)、 事業利益は47億56百万円(前年同四半期13億36百万円)、営業利益は51億54百万円(前年同四半期6億68百万円) となりました。

尚、店舗政策につきましては101店舗(FC25店舗・直営76店舗)を新規出店し、FCレストラン業態26店舗とFC居酒屋業態2店舗を直営化しました。一方、99店舗(FC82店舗・直営17店舗)の閉鎖を行い、直営レストラン業態を2店舗をFC化しました。その結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は1,521店舗(FC942店舗・直営579店舗)となっております。

d. カッパ・クリエイト(株)

カッパ・クリエイト(株)は、「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は541億49百万円(前年同四半期525億91百万円)、 事業利益は10億27百万円(前年同四半期事業損失11億61百万円)、営業利益は10億99百万円(前年同四半期営業損失11億70百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては9店舗の閉鎖を行い、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数は296店舗となっております。

e. (株)大戸屋ホールディングス

(株大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は206億47百万円(前年同四半期174億92百万円)、 事業利益は9億46百万円(前年同四半期事業損失1億76百万円)、営業利益は9億23百万円(前年同四半期営業損失1億17百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては、13店舗(FC4店舗・直営9店舗)を新規出店し、FCレストラン業態4店舗を直営化しました。一方、18店舗(FC12店舗・直営6店舗)の閉鎖を行いました。その結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は417店舗(FC261店舗・直営156店舗)となっております。

f. その他

その他は、ワールドピーコム㈱におけるITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダイニングエールにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。尚、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システム事業は、第1四半期連結会計期間に、㈱impact・eへ事業譲渡しております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は54億38百万円(前年同四半期59億52百万円)、事業損失は3億36百万円(前年同四半期3億92百万円)営業利益は2億59百万円(前年同四半期営業損失4億63百万円)となりました。

(注)セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが212億61百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが 108億48百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが 180億79百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が2億79百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ73億88百万円減少し、426億78百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前四半期利益、減価償却費及び償却費によるものであります。 投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済による支出、社債の償還による支出によるものであります。

(3)経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第2回優先株式	50
第 3 回優先株式	100
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86,903,541	86,903,541	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株 (注 1)
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注3)
第3回優先株式	90	90	非上場	単元株式数1株 (注4)
計	86,903,691	86,903,691	-	-

⁽注1)発行済株式のうち、29,500株は、現物出資(金銭報酬債権 60百万円)によるものであります。

⁽注2)資金調達を柔軟かつ機動的に行う為の選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とする 為、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次の通 りであります。尚、単元株式数は1株であります。

1.優先配当金

(1)優先配当金の額

(2)優先中間配当金の額

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2.残余財産の分配

3. 経過優先配当金相当額

4.議決権

当会社は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という)又は 普通株式の登録質権者(以下、普通登録株式質権者という)に対 して剰余金の配当を行う場合(以下、期未配当という)に限り、 優先株式を有する株主(以下、優先殊主という)又は優先株式の 登録株式質権者(以下、優先登録株式質権者という)に対して、 普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主 (以下、第2回優先株主という)、第2回優先株式の登録株式質 権者(以下、第2回優先登録株式質権者という)、第3回優先株 式を有する株主(以下、第3回優先株主という)又は第3回優先 株式の登録株式質権者(以下、第3回優先登録株式質権者とい う)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される 額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入す る)の金銭(以下、優先配当金という)を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円 x (日本円TIBOR+3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株 主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式 質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立 ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金 銭(以下、優先中間配当金という)を支払う。

優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払 いは、優先中間配当金を控除した額による。

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合において も、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超え て配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先 株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先 登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条 第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、この他残余財産の 分配は行わない。

優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

四半期報告書

5.買受け等

- 6.新株引受権等
- 7. 株式の分割又は併合
- 8.取得請求

9.取得条項

- 10.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
- 11.議決権を有しないこととしている理由

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い 受けることができる。

優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同 条第2項の招集通知の記載を要しない。

当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは 新株予約権付社債の引受権を与えない。

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優 先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

- (1)優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2)当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。
- (3)(2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる 事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行 う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、 同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1 位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (4)(1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前 事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間 が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会におい て、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び 請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定さ れた価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度 とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法に より決定する。

当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。

優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為であります。

四半期報告書

(注3)第2回優先株式の内容は、次の通りであります。

1.第2回優先配当金

(1)第2回優先配当金の額

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を 行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者 に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第 3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以 下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、 その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、第2回優先配当 金という)を支払う。

2011年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金=100,000,000円×(日本円TIBOR+3.5%)

「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対 し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回 優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回 優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、第2回優先中 間配当金という)を支払う。

第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先 配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。 ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式 質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達し ない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しな い。

第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記の他残余財産の分配は行わない。

第2回優先株式1株当たりの第2回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して第2回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2)第2回優先中間配当金の額

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2.残余財産の分配

3.第2回経過優先配当金相当額

4 . 議決権

四半期報告書

5.買受け等

- 6.新株引受権等
- 7. 株式の分割又は併合
- 8.取得請求

9. 取得条項

- 10.会社法第322条第2項に規定する定款の定め
- 11. 議決権を有しないこととしている理由

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式の みを買い受けることができる。

第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会 社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請 求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若し くは新株予約権付社債の引受権を与えない。

当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わな

- (1)第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会 の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株 式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加え た額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優 先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2)(1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がな される事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日と し、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日 (いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位 未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)と する。
- (3)(1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事 業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額か ら、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利 益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生 日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額 (他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む) の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、 限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
- (1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第 2回優先株式1株につき100.000.000円に第2回経過優先配当金相 当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は 一部を取得することができる。
- (2)一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
- (3)(1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の 属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日と し、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いず れも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小 数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。 (4)(1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年 度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、 当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益か ら配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が 属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他 の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合 計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為でありま す。

(注4)第3回優先株式の内容は、次の通りであります。

1.第3回優先配当金

(1)第3回優先配当金の額

(2)第3回優先中間配当金の額

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2.残余財産の分配

3.第3回経過優先配当金相当額

- 4 . 議決権
- 5.買受け等
- 6.新株引受権等
- 7. 株式の分割又は併合
- 8.取得請求

当会社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、「第3回優先配当金」という。)を支払う。第3回優先配当金=100,000,000円×3.5%

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対 して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株 式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭 (以下、第3回優先中間配当金という)を支払う。

第3回優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回優先 配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。 ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式 質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達し ない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しな い。

第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式 質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者 に対し、第3回優先株式1株につき、100,000,000円に第3項に定 める第3回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、上記 の他、残余財産の分配は行わない。

第3回優先株式1株当たりの第3回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して第3回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第3回優先株式の みを買い受けることができる。

第3回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第3回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

当会社は、第3回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権 若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

当会社は、第3回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(1)第3回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

四半期報告書

(2)(1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3)(1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。(1)当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

- (2)一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
- (3)(1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。(4)(1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額を限度とする。

9.取得条項

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年10月1日~ 2023年12月31日	-	普通株式 86,903,541 優先株式 30 第2回優先株式 30 第3回優先株式 90	-	27,905	-	17,623

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間である為、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できない為、記載することができないことから、直前の基準日(2023年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式	数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	優先株式	30	-	優先株式の内容は 「1.株式等の状況」	
	第2回 優先株式	30	-	の「(1)株式の総数 等」の「 発行済株	
	第3回 優先株式	90	-	· 式」の注記に記載され - ております。 -	
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-	
議決権制限株式(その他)		-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	196,100	-	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式	
完全議決権株式(その他)	普通株式	86,561,000	865,610	同上	
単元未満株式	普通株式	146,441	-	同上	
発行済株式総数		86,903,691	-	-	
総株主の議決権	lan. II ber	-	865,610	-	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。 また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなと みらい2-2-1	196,100	1	196,100	0.23
計	-	196,100	-	196,100	0.23

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当第 3 四半期 連結会計期間 (2023年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		50,066	42,678
営業債権及びその他の債権		11,124	12,907
その他の金融資産	10	634	511
棚卸資産		3,492	4,571
未収法人所得税		386	158
その他の流動資産		3,611	3,132
流動資産合計	_	69,312	63,958
非流動資産			
有形固定資産		42,872	48,977
使用権資産		22,509	23,881
のれん		80,188	80,762
無形資産		11,243	10,269
投資不動産		389	388
その他の金融資産	10	20,861	20,236
繰延税金資産		14,038	12,551
その他の非流動資産		447	567
非流動資産合計	_	192,547	197,631
資産合計	_	261,859	261,589

			(十位・日/111)	
	注記	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2023年12月31日)	
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	10	23,661	25,230	
社債及び借入金	10	31,956	31,209	
リース負債		14,681	11,713	
その他の金融負債	10	25	26	
未払法人所得税		926	817	
引当金		5,532	3,508	
契約負債等		211	224	
その他の流動負債	_	9,504	10,616	
流動負債合計		86,494	83,343	
非流動負債				
営業債務及びその他の債務	10	4,167	4,184	
社債及び借入金	10	91,509	87,941	
リース負債		18,419	22,072	
その他の金融負債	10	2,048	1,964	
引当金		6,478	6,258	
繰延税金負債		484	309	
契約負債等		855	797	
その他の非流動負債		703	827	
非流動負債合計		124,664	124,350	
負債合計	_	211,158	207,694	
資本				
資本金		27,905	27,905	
資本剰余金	7	40,482	40,533	
自己株式	7	143	125	
その他の資本の構成要素		327	222	
利益剰余金		25,172	23,162	
親会社の所有者に帰属する持分合計	_	42,745	44,929	
非支配持分		7,956	8,967	
資本合計	_	50,701	53,896	
負債及び資本合計	_	261,859	261,589	
	_			

(2)【要約四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日
		至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
売上収益	5,9	162,317	179,205
売上原価		71,191	76,143
売上総利益		91,126	103,062
販売費及び一般管理費		92,051	96,736
その他の営業収益		1,047	1,821
その他の営業費用		1,899	1,030
営業利益又は営業損失()	5	1,777	7,118
金融収益		1,199	1,023
金融費用		2,227	2,193
税引前四半期利益又は税引前四半期損失 ()		2,804	5,949
法人所得税費用		255	2,037
四半期利益又は四半期損失()		3,059	3,912
四半期利益又は四半期損失()の帰属			
親会社の所有者		2,328	2,962
非支配持分		731	950
四半期利益又は四半期損失()		3,059	3,912
1 株当たり四半期利益又は四半期損失 () 基本的 1 株当たり四半期利益又は四半期損	11	32.84	28.18
失()(円) 希薄化後1株当たり四半期利益又は四半期 損失()(円)	11	32.84	28.18
(注)売上総利益から事業利益への調整表			
売上総利益		91,126	103,062
販売費及び一般管理費		92,051	96,736
事業利益又は事業損失()()		925	6,327

^()事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。 事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

3,085

【第3四半期連結会計期間】

(単位:百万円) 前第3四半期連結会計期間 当第3四半期連結会計期間 注記 2022年10月1日 (自 2023年10月1日 2022年12月31日) 2023年12月31日) 売上収益 61,190 57,661 売上原価 25,219 25,847 35,344 売上総利益 32,442 販売費及び一般管理費 30,835 32,258 その他の営業収益 350 201 その他の営業費用 542 351 営業利益 1,414 2,936 金融収益 31 78 金融費用 1,404 1,505 税引前四半期利益 42 1,509 法人所得税費用 71 439 四半期利益又は四半期損失() 29 1,070 四半期利益又は四半期損失()の帰属 親会社の所有者 123 652 非支配持分 94 417 1,070 四半期利益又は四半期損失() 29 1株当たり四半期利益又は四半期損失(基本的1株当たり四半期利益又は四半期損 11 1.42 7.52 失()(円) 希薄化後1株当たり四半期利益又は四半期 11 1.42 7.52 損失()(円) (注)売上総利益から事業利益への調整表 売上総利益 32,442 35,344 販売費及び一般管理費 30,835 32,258

1,606

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

事業利益(

^()事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業 活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。

(3)【要約四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年12月31日)
四半期利益又は四半期損失()		3,059	3,912
その他の包括利益 純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定する金融資産		9	24
純損益に振り替えられることのない項目 合計		9	24
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		329	140
キャッシュ・フロー・ヘッジ		153	2
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		483	142
税引後その他の包括利益		492	166
四半期包括利益		2,567	4,077
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,928	3,067
非支配持分		639	1,011
四半期包括利益		2,567	4,077

【第3四半期連結会計期間】

【おり四十朔廷福女川朔间】			(単位:百万円)
	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2023年12月31日)
四半期利益又は四半期損失()		29	1,070
その他の包括利益 純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定する金融資産		16	7
純損益に振り替えられることのない項目 合計		16	7
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		140	37
キャッシュ・フロー・ヘッジ		116	49
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		24	86
税引後その他の包括利益		8	93
四半期包括利益		37	977
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		158	553
非支配持分		121	424
四半期包括利益		37	977

株式会社 コロワイド(E03321) 四半期報告書

(4)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

			親	会社の所有者	に帰属する持	 分	
					その他	也の資本の構成	艾 要素
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	在外営業 活動体の 換算差額
2022年4月1日残高		27,905	40,424	159	7	189	267
四半期損失		-	-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	13	142	244
四半期包括利益		-	-	-	13	142	244
自己株式の取得		-	-	0	-	-	-
自己株式の処分	7	-	33	17	-	-	-
配当金	8	-	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		-	25	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	57	16	-	-	-
2022年12月31日残高		27,905	40,482	143	20	47	23

		親会社の	所有者に帰属	する持分			
		その他の資 本の構成要 素					
	注記	その他の 資本の構成 要素合計	利益剰余金	親会社の 所有する 掃分合計	非支配持分	資本合計	
2022年4月1日残高		450	17,421	50,300	9,730	60,030	
四半期損失		•	2,328	2,328	731	3,059	
その他の包括利益		399	-	399	92	492	
四半期包括利益		399	2,328	1,928	639	2,567	
自己株式の取得		-	-	0	-	0	
自己株式の処分	7	-	-	50	-	50	
配当金	8	-	951	951	-	951	
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		-	-	25	4	21	
所有者との取引額合計		-	951	877	4	881	
2022年12月31日残高		50	20,699	47,495	9,087	56,582	

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

							<u>т. п/1/1/1/</u>	
		親会社の所有者に帰属する持分						
					その他の資本の構成要素			
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	在外営業 活動体の 換算差額	
2023年 4 月 1 日残高		27,905	40,482	143	7	246	88	
四半期利益		-	-	-	-	-	-	
その他の包括利益		-	-	-	21	7	77	
四半期包括利益		-	-	-	21	7	77	
自己株式の取得		-	-	0	-	-	-	
自己株式の処分	7	-	39	18	-	-	-	
配当金	8	-	-	-	-	-	-	
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動 支配継続子会社に対する持分		-	14	-	-	-	-	
<u>変動</u> 所有者との取引額合計			51	17				
		07.005				-	-	
2023年12月31日残高		27,905	40,533	125	28	239	11	

		親会社の	所有者に帰属	 する持分			
		その他の資 本の構成要 素		****			
	注記	その他の 資本の構成 要素合計	利益剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計	
2023年 4 月 1 日残高		327	25,172	42,745	7,956	50,701	
四半期利益		-	2,962	2,962	950	3,912	
その他の包括利益		105	-	105	61	166	
四半期包括利益		105	2,962	3,067	1,011	4,077	
自己株式の取得		-	-	0	-	0	
自己株式の処分	7	-	-	57	-	57	
配当金	8	-	952	952	19	971	
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		-	-	14	24	38	
支配継続子会社に対する持分 変動		-	-	2	4	6	
所有者との取引額合計		-	952	883	0	883	
2023年12月31日残高		222	23,162	44,929	8,967	53,896	

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益又は税引前四半期損失		2,804	5,949
()		2,004	J, J 1 J
減価償却費及び償却費		17,103	17,207
減損損失		575	466
金融収益		1,199	1,023
金融費用		2,225	2,193
固定資産除売却損益(は益)		413	226
棚卸資産の増減額(は増加)		1,413	1,421
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		2,114	1,784
営業債務及びその他の債務の増減額(は減 少)		6,826	2,211
その他		1,976	549
小計	•	25,816	23,474
利息及び配当金の受取額		97	149
利息の支払額		1,676	1,800
法人所得税の還付額		535	247
法人所得税の支払額		656	809
営業活動によるキャッシュ・フロー		24,116	21,261
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出		9	9
有形固定資産の取得による支出		6,433	11,151
有形固定資産の売却による収入		217	15
敷金及び保証金の差入による支出		701	599
敷金及び保証金の回収による収入		1,276	1,565
その他		942	669
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,592	10,848
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		278	356
長期借入れによる収入		7,900	12,500
長期借入金の返済による支出		9,392	11,208
社債の発行による収入	6	3,701	-
社債の償還による支出	6	6,447	5,456
リース負債の返済による支出		12,915	12,637
連結子会社の自己株式の取得による支出		0	0
配当金の支払額	8	949	951
非支配株主への配当金の支払額		2	21
その他		42_	50
財務活動によるキャッシュ・フロー		17,785	18,079
現金及び現金同等物に係る換算差額		847	279
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		1,108	7,388
現金及び現金同等物の期首残高		48,534	50,066
現金及び現金同等物の四半期末残高		47,426	42,678

【要約四半期連結財務諸表注記】

1.報告企業

株式会社コロワイド(以下「当社」という。)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト(URL https://www.colowide.co.jp/)で開示しております。2023年12月31日に終了する9ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていない為、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2024年2月14日に代表取締役社長野尻公平によって承認されております。

(2)機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

	IFRS	新設・改訂の概要			
IAS第1号	財務諸表の表示	重要な(significant)会計方針ではなく、重要性がある (material)会計方針を開示することを要求する改訂			
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤 謬	会計方針と会計上の見積りとの区別を明確化			
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化			

当該基準の適用による要約四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5.セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価する為に、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レインズインターナショナル」、「カッパ・クリエイト㈱」及び「㈱大戸屋ホールディングス」の5つを報告セグメントとしております。尚、セグメントの経営成績には、「㈱レインズインターナショナル」は子会社22社、「カッパ・クリエイト㈱」は子会社2社、「㈱大戸屋ホールディングス」は子会社8社を含んでおります。

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

(株)アトムは、「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」・「寧々家」等のレストラン業態及び居酒屋業態の 直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の運営を行っております。

(㈱レインズインターナショナルは、「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

カッパ・クリエイト(株)は、「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営の他、寿司・調理パン等のデリカ事業を行っております。

(㈱大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システム事業は、第1四半期連結会計期間に、㈱impact・eへ事業譲渡しております。

(2)報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額の算定方法 報告セグメントの会計処理の方法は「3.重要性がある会計方針」における記載と同一であります。 報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。 セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

四半期報告書

(3)報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

			報告セク	ブメント						(m)(
	(株)コロワ イドMD	㈱アトム	株 (株)レイン ズイン ターナ ショナル (注1)	カッパ・ クリエイ ト(株) (注2)	㈱大戸屋 ホール ディング ス (注3)	合計	その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半 期連結財 務諸表計 上額 (注6)
売上収益										
外部顧客への売 上収益	942	25,819	62,060	52,214	17,381	158,417	3,899	162,317	-	162,317
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	56,685	44	1,991	377	110	59,208	2,053	61,260	61,260	-
合計	57,628	25,863	64,051	52,591	17,492	217,625	5,952	223,577	61,260	162,317
セグメント利益又 は損失()	1,546	402	668	1,170	117	524	463	61	1,838	1,777
金融収益	-		-							1,199
金融費用	金融費用								2,227	
税引前四半期損失								2,804		
法人所得税費用								255		
四半期損失										3,059

- (注1)「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。
- (注2)「カッパ・クリエイト㈱」セグメントには、カッパ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。
- (注3) 「㈱大戸屋ホールディングス」セグメントには、㈱大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。
- (注4)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、(㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ダイニング・クリエイションにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダイニングエールにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。
- (注5)調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。またセグメント利益の調整額 18億38百万円には、 未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
- (注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

四半期報告書

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

			報告セク	ブメント						要約四半
	(株)コロワ イドMD	㈱アトム	㈱レイン ズイナ ターナ ショナル (注1)	カッパ・ クリエイ ト㈱ (注2)	㈱大戸屋 ホール ディング ス (注3)	合計	その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	期連結財 務諸表計 上額 (注6)
売上収益										
外部顧客への売 上収益	1,561	27,530	71,802	53,666	20,600	175,159	4,047	179,205	-	179,205
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	62,389	2	2,112	483	47	65,033	1,392	66,425	66,425	1
合計	63,950	27,532	73,914	54,149	20,647	240,192	5,438	245,630	66,425	179,205
セグメント利益又 は損失()	1,413	222	5,154	1,099	923	8,367	259	8,626	1,508	7,118
金融収益	•			-	•	•	•	•		1,023
金融費用								2,193		
税引前四半期利益								5,949		
法人所得税費用										2,037
四半期利益										3,912

- (注1)「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。
- (注2)「カッパ・クリエイト㈱」セグメントには、カッパ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。
- (注3)「㈱大戸屋ホールディングス」セグメントには、㈱大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。
- (注4)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱におけるITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダイニングエールにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。
- (注5)調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。またセグメント利益の調整額 15億8百万円には、 未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
- (注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 社債

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日) 当社は、第70回無担保社債3,000百万円(利率0.55%、償還期限2029年9月28日)を発行しております。 ㈱レインズインターナショナルは、第16回無担保社債800百万円(利率0.57%、償還期限2029年8月31日)を 発行しております。

償還された社債の累計額は44銘柄計6,447百万円です。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) 償還された社債の累計額は37銘柄計5,456百万円です。

7. 資本及びその他の資本項目

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

当社は2022年7月12日開催の取締役会決議に基づき、2022年8月9日に譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分致しました。本自己株式の処分により資本剰余金が33百万円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当社は2023年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2023年8月8日に譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分致しました。本自己株式の処分により資本剰余金が39百万円増加しております。

8.配当金

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
	普通株式	433	5				
2022年 5 月12日	優先株式	94	3,126,360	0000年 2 日04日	0000年6日00日	되쓰레스스	
取締役会	第2回優先株式	109	3,626,360	2022年3月31日	2022年 6 月29日	利益剰余金	
	第3回優先株式	315	3,500,000				

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
	普通株式	433	5			利益剰余金	
2023年 5 月12日	優先株式	94	3,136,360	2023年 3 月31日	2023年6月7日		
取締役会	第2回優先株式	109	3,636,360	2023年3月31日			
	第3回優先株式	315	3,500,000				

9. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下の通りであります。

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

			幸	告セグメン	۲			
		(株)コロワ イドMD	(株)アトム	㈱レイン ズイン ターナ ショナル	カッパ・ クリエイ ト(株)	㈱大戸屋 ホール ディング ス	その他	合計
	サービスの提供	103	25,755	37,346	41,886	11,631	2,943	119,665
財・サービスの種類別	物品の販売	793	-	19,565	10,328	4,811	693	36,190
1270033	その他	46	64	4,692	-	939	263	6,005
	合計	942	25,819	61,603	52,214	17,381	3,899	161,860

(注)顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

			幸	 告セグメン	١			
		(株)コロワ イドMD	(株)アトム	㈱レイン ズイン ターナ ショナル	カッパ・ クリエイ ト(株)	(株)大戸屋 ホール ディング ス	その他	合計
	サービスの提供	90	27,469	46,298	43,554	14,229	3,423	135,062
財・サービスの種類別	物品の販売	1,355	-	20,320	10,112	5,394	322	37,504
1270033	その他	116	61	4,765	-	977	301	6,221
	合計	1,561	27,530	71,383	53,666	20,600	4,047	178,787

(注)顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下の通りであります。

(単位:百万円)

		(112.17713)
	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年12月31日)
顧客との契約から認識した収益	161,860	178,787
その他の源泉から認識した収益	457	419
合計	162,317	179,205

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を収受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(FC)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入(FC加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間に亘って収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、FC加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識 しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額 に重要な金融要素は含まれておりません。

10.金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものである等、公正価値は帳簿価額に近似している為、 当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の 債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の 利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、 公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

株式会社 コロワイド(E03321)

四半期報告書

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)		当第3四半期 連結会計期間 (2023年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	17,589	17,513	16,940	16,805
リース債権(注2)	781	793	671	684
合計	18,370	18,306	17,611	17,489
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	7,734	7,811	6,937	7,044
社債及び借入金				
社債(注2)	30,480	30,752	25,145	25,310
借入金(注2)	92,985	93,527	94,005	95,013
その他の金融負債				
優先株式	200	141	200	128
合計	131,399	132,231	126,286	127,495

⁽注1)上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれ ておりません。

⁽注2)1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1:活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2:レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3:観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	1,521	1,521
その他	-	-	352	352
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	193	-	52	245
合計	193	-	1,925	2,118
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	383	-	383
合計	-	383	-	383

⁽注) 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

四半期報告書

当第3四半期連結会計期間(2023年12月31日)

(単位:百万円)

				ш. п/лгл
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	1,444	1,444
その他	-	-	362	362
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	203	-	52	255
合計	203	1	1,857	2,060
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	383	-	383
合計	-	383	-	383

(注) 当第3四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第3四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

11.1株当たり利益

(1)基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益(は損失)及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	2,328	2,962
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	518	519
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	2,846	2,443
普通株式の加重平均株式数(株)	86,663,900	86,693,419
基本的1株当たり四半期利益(円)	32.84	28.18

	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	123	652
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	-	-
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	123	652
普通株式の加重平均株式数(株)	86,679,727	86,707,392
基本的1株当たり四半期利益(円)	1.42	7.52

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	2,328	2,962
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	518	519
子会社の潜在株式に係る利益調整額	-	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	2,846	2,443
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	86,663,900	86,693,419
希薄化後 1 株当たり四半期利益(円)	32.84	28.18

	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	123	652
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	-	-
子会社の潜在株式に係る利益調整額	-	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	123	652
普通株式の希薄化後加重平均株式数 (株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	86,679,727	86,707,392
希薄化後 1 株当たり四半期利益(円)	1.42	7.52

12. 重要な後発事象 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年 2 月14日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘 指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之 指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之 指定有限責任社員 公認会計士 相澤 陽介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手 する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社 (四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。